

平成 25 年 3 月吉日

お客様 各位

大阪商工信用金庫

金融円滑化法の期限到来後の対応方針について

周知のとおり、平成 21 年 12 月 4 日に施行されました中小企業金融円滑化法が平成 25 年 3 月 31 日をもって期限が到来します。

当金庫は「地域金融円滑化のための基本方針」に基づき、お客様からの貸付条件変更のご相談や円滑な資金の供給、並びに経営改善支援について、積極的に対応してまいりました。

中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまで同様、従来と変わらず下記の通り対応してまいります。

記

1. 当金庫は、お客様からの資金に関するご相談や、貸付条件変更のお申し込みがあった場合には、これまでと同様にお客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯かつ丁寧に取り組めます。
2. 当金庫は、従来から取り組んでいるコンサルティング機能をより一層発揮し、お客様の経営課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立ってご提案し、他の金融機関及び専門家と連携を図り、経営改善支援に取り組めます。
3. 当金庫は、住宅ローンをご利用のお客様からの貸付条件変更のご相談があった場合は、お客様が現在おかれている状況を鑑み、お客様・当金庫・保証会社の三者で話し合い、抱えている問題を十分に把握したうえで、きめ細かくご相談に応じてまいります。

【 金融円滑化ご相談窓口 】

受付場所 各本支店融資担当窓口

※お取引のある店舗にご相談ください。

※得意先担当者がお伺いしている場合は、担当者にご相談ください。

受付時間 9：00 ～ 15：00 （ 土日を除く ）

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

大阪商工信用金庫 総務部 コンプライアンス担当
電話番号 06 - 6763 - 1214